

## 第2次

# 行橋市男女共同参画プラン ダイジェスト版

## ゆくはしアクションプラン21

平成17年3月

男女がともに輝き、ひろがり、ひびきあつまち 行橋

行橋市では、市民一人ひとりが、自分らしく輝くことができ、そして、その輝きが地域の人と人を結び、男女がともにいきいきと暮らしていくけるまちを目指します。



# こんな行橋市をめざします～男女共同参画社会の実現に向けて～

〈計画の目標と最優先課題〉

## 計画の目標

# 男女がともに輝き、ひろがり、ひびきあうまち 行橋

## 市における政策方針決定過程への男女共同参画の推進

女性も男性も職場や地域社会などで、対等な立場で企画や方針決定の場に参画し、いきいきと活動していきます。

## 男女共同参画センターの設置

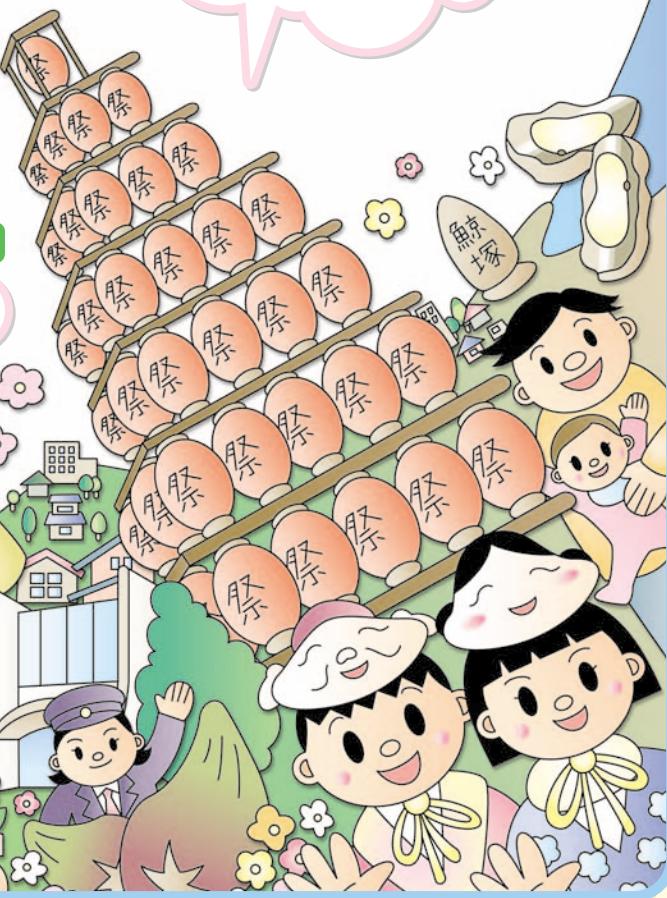
男女共同参画に関するさまざまな資料などを、市民のだれもが気軽に手に取ることができ、男女共同参画の実現に向けた市民の活動の輪を広げていきます。

## 事業者登録における男女共同参画推進状況の報告

男女共同参画社会の実現に向けて、市と事業者が連携した取り組みを進めていきます。

## 男女共同参画苦情処理制度の活用

性別による固定的役割分担に基づく古い慣習や慣行を見直し、市民一人ひとりの性と個性を尊重していきます。



## 計画策定の趣旨

近年、少子・高齢化の急激な進行により家庭および地域を取り巻く環境は大きく変化しており、地域の人と人がふれあいを大切にしていくことが改めて求められています。男女がお互いの人権を尊重し、暮らしの中のあらゆる場面で対等なパートナーとして生活していくことは、将来の豊かな生活を築くために欠くことのできない大切なことです。

そのためにも全ての人が男女共同参画について正しい理解をもち、行動していくような社会づくりが求められています。

## 計画の期間

本計画は、平成17年度から平成26年度までの10年計画とします。ただし、社会情勢や国の施策等の変化を考慮し、中間年度である平成21年度に具体的な施策については見直しを行うものとします。

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

本計画期間（前期計画）

本計画期間（後期計画）

年度ごとに実施状況の把握・点検・公表

## 条例と本計画との関連

本計画は「行橋市男女共同参画を推進する条例」に基づく基本計画であり、条例の基本理念を具体化するために策定したものです。

平成11年6月に公布、施行された「男女共同参画社会基本法」において、市町村における男女共同参画計画の策定が努力義務とされており、平成11年3月に策定した「行橋市男女共同参画プラン」よりも本計画では法的根拠が一層明確になりました。

### 【条例と本計画との関連図】

#### 「行橋市男女共同参画を推進する条例」の基本理念 第3条

重点課題

- 1 男女の人権を尊重 II
- 2 社会制度・慣行についての配慮 III
- 3 政策等の立案・決定への共同参画 I
- 4 教育への配慮 III
- 5 家庭と仕事等との両立 IV
- 6 性と生殖に関する健康と権利の尊重 II
- 7 少子・高齢化への配慮 IV
- 8 國際的協調 II

基本理念の具体化

#### 「行橋市男女共同参画プラン(第2次)」の重点課題

- I あらゆる分野に男女がともに参画できる基盤づくり
- II 一人ひとりが認め合い尊重しあう社会づくり
- III あらゆる年代における男女共同参画の意識づくり
- IV 性別に関わらず自らの生き方を選択できる環境づくり
- V 計画を推進するための体制づくり

全面的な見直し

行橋市  
男女共同参画プラン  
(第1次)

※条例本文やパンフレットは、行橋市役所情報コーナー（東棟3階）、各校区公民館、WiZyukushishi等で閲覧できます。

# 男女がともに輝き、ひろがり、ひびきあうまち 行橋

～男女共同参画社会の実現をめざして～

**I あらゆる分野に男女がともに参画できる基盤づくり**

**1 市における政策・方針決定過程への男女共同参画の促進**

- (1) 市における女性職員の採用・職域の拡充
- (2) 市における女性職員の管理職への登用の拡大
- (3) 市の審議会などへの女性の参画拡充
- (4) 市政への女性の多様な参画の促進

**2 あらゆる方針決定過程への男女共同参画の促進**

- (1) 市民団体などにおける女性の参画拡充に向けた取り組みの促進
- (2) 商工業・農林水産業における女性の参画の促進

**3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進**

- (1) 家庭生活・地域社会における男女共同参画の意識啓発の充実
- (2) 家庭生活・地域社会における男女共同参画促進への環境・条件整備

**4 女性リーダーの育成**

- (1) あらゆる場における女性リーダーの育成
- (2) 女性人材の情報提供の拡充

**私たちの主な取り組み（具体的事業【抜粋】）**

**●女性人材リストの作成および積極的活用**

担当課：人権男女共同参画課  
女性人材リスト作成要領の制定および人材リストの作成により情報提供体制を整備し、人材リストの積極的な活用により、女性の登用を促進します。

**4**

**II 一人ひとりが認め合い尊重しあう社会づくり**

**1 性別によるあらゆる人権侵害の根絶**

- (1) 性別による人権侵害行為の根絶などに関する取り組みの充実
- (2) ドメスティック・バイオレンス防止に関する取り組みの充実
- (3) 児童虐待防止に関する取り組みの充実
- (4) セクシュアル・ハラスメント防止に関する取り組みの充実

**2 生涯を通じた健康づくりの推進**

- (1) 生涯を通じた女性の健康づくり、健康保持の推進
- (2) 女性の性に関わる疾病予防の促進と出産に関する保護・母子健康対策の推進
- (3) 男女共同参画による食育の推進
- (4) 市民の主体的な参加による環境活動の推進
- (5) 健康教育および相談体制の充実

**3 メディアにおける人権の尊重**

- (1) 市の刊行物などにおける表現の見直し
- (2) メディアにおける人権を尊重した表現の浸透促進

**4 國際理解と交流・國際協力の推進**

- (1) 女性の海外研修の参加支援
- (2) 地域における国際交流の推進
- (3) 国際交流事業への参画促進
- (4) 環境保全に関する意識啓発および支援体制の充実

**私たちの主な取り組み（具体的事業【抜粋】）**

**●相談窓口の充実**

担当課：人権男女共同参画課  
婦人相談員を配置し、専用相談室・専用電話を設け、相談業務を行います。また、関係各課および関係機関との連携・協力を図り、相談体制の充実に努めます。

**5**

**III あらゆる年代における男女共同参画の意識づくり**

**1 男女共同参画に関する意識啓発・広報活動の充実および社会制度についての配慮**

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 行橋市男女共同参画を推進する条例の周知徹底および活用の促進
- (3) 市民団体および自主グループへの支援の充実

**2 男女共同参画の視点に立った学校教育などの推進**

- (1) 男女共同参画教育推進のための教材などの研究開発
- (2) 性別にとらわれない進路指導の促進
- (3) 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントなど人権侵害行為防止の徹底
- (4) 教職員などに対する男女共同参画研修の充実
- (5) 男女共同参画に関する啓発資料配布
- (6) 性教育の充実
- (7) 幼児保育・教育に関する情報提供および啓発
- (8) 学校における男女共同参画の推進

**3 生涯学習における男女共同参画の推進**

- (1) 学習機会の確保および生涯学習に関する情報提供の充実・支援
- (2) 地域社会における性教育の充実
- (3) 社会教育における男女共同参画の推進

**4 調査・研究・情報収集および提供体制の充実**

- (1) 男女共同参画に関する情報の収集および提供体制の充実
- (2) あらゆる分野における男女共同参画に関する調査・研究の充実

**私たちの主な取り組み（具体的事業【抜粋】）**

**●学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修会の実施**

担当課：学務課  
教育現場におけるあらゆるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、教職員向けの研修会を実施します。

**6**

**IV 性別に関わらず自らの生き方を選択できる環境づくり**

**1 男女共同参画の視点に立った福祉サービスの充実**

- (1) 高齢者・障害者などの安全・安心な生活の支援
- (2) 男女がともに担う育児・介護・看護のための意識啓発、あらゆる家族支援体制の充実
- (3) ひとり親家庭などにおける自立支援の充実
- (4) ユニバーサルデザインの視点に立った環境整備の促進
- (5) 交通安全対策および地域防犯体制の整備・充実
- (6) 子どもの遊び場の整備・充実

**2 多様な生き方を可能にする環境整備**

- (1) 男女がともに能力を發揮できる就業支援体制の推進
- (2) 商工業・農林水産業などにおける男女共同参画の推進
- (3) 労働観・職業観の育成の充実
- (4) 適切な保育・介護・看護体制の整備
- (5) 母性保護意識の浸透促進

**3 男女平等な労働条件の整備**

- (1) 労働条件整備の促進
- (2) パートタイマー、派遣労働者などの労働条件の改善推進
- (3) 女性労働についての意識および実態把握の促進

**私たちの主な取り組み（具体的事業【抜粋】）**

**●レスパイトケアサービスの整備**

担当課：介護保険課・地域福祉課  
子ども・高齢者・障害児(者)などの育児・介護・看護を要する家族に対して、ショートステイなどのレスパイトケアサービスの整備を積極的にすすめます。

**6**

**V 計画を推進するための体制づくり**

**1 拠点施設の整備**

- (1) 男女共同参画センターの設置
- (2) 男女共同参画センターにおける市民の幅広い自主的活動の支援

**2 総合相談体制の整備**

- (1) 総合相談体制の整備
- (2) 総合相談体制の充実・利用促進

**3 計画の進行管理および総合調整**

- (1) 計画の進行管理および総合調整の充実
- (2) 計画進捗状況の評価・公表
- (3) 行橋市男女共同参画プラン(第3次)の策定

**4 国・県および関係機関との連携・協力**

- (1) 国・県および関係機関の連携・協力体制の充実

**5 庁内推進体制の充実**

- (1) 庁内推進体制の充実
- (2) 男女共同参画審議会の運営
- (3) 男女共同参画に関する市職員などの職階層別研修の充実

**6 苦情処理制度の活用**

- (1) 苦情処理制度の周知徹底
- (2) 苦情処理制度の活用促進

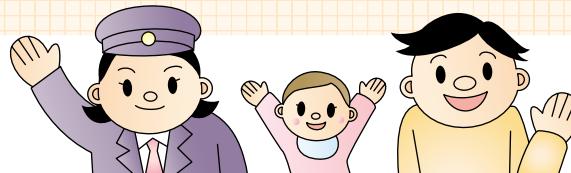
**私たちの主な取り組み（具体的事業【抜粋】）**

**●男女共同参画都市宣言の実施**

担当課：人権男女共同参画課  
着実な男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画都市宣言を内閣府と共催で実施します。

**7**

# 計画の体系



目標

重点課題

施策の基本的方向

男女がともに輝き、ひろがり、ひびきあうまち 行橋  
（男女共同参画社会の実現をめざして）

I  
あらゆる分野に男女がともに参画できる基盤づくり

II  
一人ひとりが認め合い尊重しあう社会づくり

III  
あらゆる年代における男女共同参画の意識づくり

IV  
性別に関わらず自らの生き方を選択できる環境づくり

V  
計画を推進するための体制づくり

市における政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

あらゆる方針決定過程への男女共同参画の促進

家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

女性リーダーの育成

性別によるあらゆる人権侵害の根絶

生涯を通じた健康づくりの推進

メディアにおける人権の尊重

国際理解と交流・国際協力の推進

男女共同参画に関する意識啓発・広報活動の充実および社会制度についての配慮

男女共同参画の視点に立った学校教育などの推進

生涯学習における男女共同参画の推進

調査・研究・情報収集および提供体制の充実

男女共同参画の視点に立った福祉サービスの充実

多様な生き方を可能にする環境整備

男女平等な労働条件の整備

拠点施設の整備

総合相談体制の整備

計画の進行管理および総合調整

国・県および関係機関との連携・協力

庁内推進体制の充実

苦情処理制度の活用

## 行橋市男女共同参画センターをご存知ですか？

平成17年6月、行橋市民会館別館に行橋市男女共同参画センターがオープンしました。

当センターでは、講座やイベント、団体交流支援をはじめ、市民の皆様の情報収集・調査・研究を多様な角度から支援していきます。

行橋市の男女共同参画推進のため、ふるってご活用ください。

連絡先

所在地 行橋市民会館 別館2階（行橋市中央1-1-2）

電話・FAX 0930-26-2232 mail d-center@tea.ocn.ne.jp